

兵庫県立東播磨高等学校と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との連携に関する協定書

兵庫県立東播磨高等学校（以下「高校」という。）と兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「大学」という。）は、高校と大学の教育に係る包括的な連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高校と大学の教育に係る交流・連携を通じて双方の教育の充実及び発展を図り、将来地域社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。

（連携協力事項）

第2条 高校と大学は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 高校の生徒を対象にした大学の授業科目への科目等履修生の受け入れ
- (2) 高校の生徒を対象とした大学における特別講座等の開設
- (3) 大学の学生等と高校の生徒等との交流
- (4) 大学教員による高校への出張講義
- (5) 大学の学生を対象にした高校における種々実習の受け入れ
- (6) 高校の生徒を対象にした大学施設の使用及び開放
- (7) その他、大学と高校が必要と認める事項

（実施）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的な実施については、高校と大学両者が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。但し期間満了の半年前までに高校又は大学の何れか一方から異議の申し出がないときは、さらに3年間継続するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点について必要が生じたときは、高校と大学両者が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、この協定書2通を作成し、高校と大学それぞれ署名捺印のうえ、各その1通を保有する。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

兵庫県立東播磨高等学校

兵庫大学・兵庫大学短期大学部

校長

学長